

(仮称)子どもの権利条例 条文解説(案)

平成 24 年 10 月 5 日現在

今回提示している部分

目次

条例制定の背景、経緯

子どもの権利条例条文解説

- ・ 前文
- ・ 第 1 章
- ・ 第 3 章

青森市健康福祉部子どもしあわせ課

【目 次】

条例制定の背景、経緯

子どもの権利条例全文

子どもの権利条例条文解説

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本的な考え方

第4条 大人の責務

第2章 子どもにとって大切な権利

第5条 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重

第6条 安心して生きる権利

第7条 自分らしく生きる権利

第8条 豊かで健やかに育つ権利

第9条 意見を表明し参加する権利

第3章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組

第10条 子どもの権利普及の啓発と学習支援

第11条 子どもの育ちへの支援

第12条 保護者への支援

第13条 子どもの命と安全を守る取組

第14条 子ども会議

第15条 子どもの権利の保障の行動計画と検証

第4章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

第16条 相談と救済

第17条 子どもの権利擁護委員

第18条 委員の職務など

第19条 委員の人数など

第20条 勧告の尊重と委員への協力

第21条 調査相談専門員

第22条 規則への委任

第5章 雑則

第23条 雑則

子どもの権利の疑問に答える

条例制定の背景、経緯

世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう 1989 年(平成元年)に国際連合において子どもの権利条約を採択し、我が国では、1994 年(平成 6 年)に批准しています。

子どもの権利条約により、子どもの権利が保障されているにも関わらず、依然として家庭における児童虐待や、学校等におけるいじめが相次ぐなど社会問題になっています。また、平成 22 年 11 月に実施した青森市民意識調査によると、子どもの権利条約について知っているかという問いに対して、知っていると答えた人は 21.1%であり、8 割近くの市民が知らない状況でした。

このことから、本市では、平成 23 年 10 月に策定した「青森市子ども総合計画後期計画」の基本理念である「子どもの最善の利益」を保障するための具体的な施策のひとつとして、子どもが自ら成長、発達できる環境づくりを推進するよう、子どもの権利を守り、子どもも権利の主体であることを基本として、子どもの健やかな育成に努めることを明確にするため、子ども自身の参加により「子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利尊重についての明言化を図ることとしました。

条例制定にあたっては、本市の子どもの実態・考え方や親の子ども観を把握するため実施した「実態把握調査」や、条例に盛り込みたい内容などについて、子ども関連団体の方や地域住民、保護者、児童生徒や教員などを対象に実施した「意向聴き取り調査」の内容を踏まえながら、大人と子ども、それぞれの視点から条例内容を検討する必要があることから、大人の視点からは、児童福祉に識見の高い「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」にご検討いただくとともに、子どもの視点からは、「青森市子ども委員会」に参加した市内の児童生徒 31 名からのご意見を聴きながら進めてきました。

また、庁内においては、子ども関連施策の関係部次長等で構成する「子どもしあわせ検討会議」からの意見等を踏まえながら条例骨子案を整理し、9 月 1 日から 30 日までの 1 か月間、わたしの意見提案制度を実施し、広く市民の皆様からご意見を伺いながら再度条例案を整理し、平成 24 年第 4 回市議会定例会へ条例案を提出し議決いただいたところであります。

子どもの権利条例条文解説

前文

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもにとっての大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そうすることで、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いて行くことができるのです。

日本は、世界の国々と子どもの権利条約(1989年11月20日国際連合総会採択)を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

青森市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっともよいことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第3条)の保障を子どもに関する計画の基本理念に位置づけてきました。

青森市子ども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういういいところがある』とあってほしい」と表明しています(2011年3月子ども宣言文)。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを宣言し、この条例を制定します。

前文は、条例を制定する趣旨や基本原則などを示すもので、条例の制定の理念を強調する必要がある場合に置かれることが多いものです。

前文は、7つの段落で構成されており、子どもの権利の保障をより一層進めていくという決意を宣言する内容となっています。

【解説】

(1) 第1段落・第2段落

平成17年に制定された青森市民憲章に、「わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。」とある

ように、わたしたち青森市民は「青い空」と「青い海」と緑あふれる「青い森」に囲まれて暮らしています。

青い森ではすべての生きとし生けるものが生まれ、育まれ、支えあっています。これをゆりかごとたとえるならば、この自然のゆりかごが子どもたちを支えるものであってほしいという願いをここでは表しています。

(2) 第3段落

ゆりかごが役割を果たすためには、子どもと大人とは社会を構成するパートナーとして、つまり、社会をともに作っていくという対等性に重点をおいた関係として、共に育ち合い、学び合っていくことが必要です。子どもは保護される対象であると同時に権利の主体であり、大人は子どもの声を本気で聴く姿勢が大事です。

また、子どもが権利を行使する際には、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重する責任があることから、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎながら、困難な状況にあっても未来を切り開いていくことができるようにしなければなりません。

なお、他人の権利を尊重することについては、条例第5条第2項にも規定しています。

(3) 第4段落・第5段落

青森市は子どもの権利条約の理念に基づき、「青森市こども総合計画後期計画（平成23年度～26年度）」を策定し、「子どもの最善の利益」の保障を基本理念に位置づけてきたことを述べ、条例制定の背景を説明しています。

(4) 第6段落

小学校5年生から高校3年生までの子どもたち20名で構成される平成22年度のこども委員会では、子どもの権利を自分たちの言葉で表現するため、子ども宣言文を作成しました。

この子ども宣言文は、子どもの権利条約の中で、こども委員の関心が高かった「差別の禁止」（第2条）、「意見を表す権利」（第12条）に着目し、個性を尊重することを基本に、「私たち(子ども)がすること」、「大人にしてほしいこと」をまとめました。

子ども宣言文の全文は以下のとおりです。

子ども宣言文

私たち、青森市子ども委員会は、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」と考え、次のように宣言します。

私たちがすること

見返りを求めないほんのささいな行動、それが本当の思いやり。

ひと言声をかけるだけで、助けられることもある。

だから思いを伝えよう、「おはよう」「ありがとう」「またね」。

人の個性をけなしたり、ばかにしたりしている人をやめさせる。

見て見ぬふりをせず、困っている人、助けを求めている人がいたら、自分から行動する。

たとえ意見が食い違うときでも、自分の意見を主張しながら相手の話もしっかり聴く。

大人にしてほしいこと

子どもも、意見や考えをたくさんもっている。

大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい。

悪いところはすぐ気づくけど、良いところを見つけるのは難しい。

私たちは、ほめられるとうれしい。ほめられるともっと頑張ろうと思う。

ちょっとしたことでも、「あなたには、こういう良いところがある。」と言ってほしい。

平成23年3月

青森市子ども委員会

(5) 第7段落

ここでは、前文に定めていることを全て踏まえて、この条例を制定することを宣言しています。

第1章 総則

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障することを目的とします。

条例の制定に当たっての考え方や市の決意を前文で示した上で、本条では、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう子どもの権利を保障することを、条例の目的としたものです。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- (2) 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- (3) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

本条は、条文を解釈する上での言葉の意味をはっきりさせるため、「子ども」、「大人」、「保護者」及び「育ち学ぶ施設」の定義をしています。

【解説】

(1) 第1号関係

「子ども」について、条約において対象年齢を18歳未満としていることから、条例でも、原則として子どもを18歳未満とすることを規定しています。

なお、「その他これと等しく権利を認めることが適当である人」とは、18歳に達した人でも、高等学校に在学している場合などは、18歳未満の人と取扱いを同じくすることが適当なこともあり、年齢が18歳又は19歳で、育ち学ぶ施設に通園し、通学し、入所し、利用する人が該当します。

また、市内に住所を有する子どもが、他市町村の育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所することなども想定されることから、そのような子どもも該当します。

住民票が青森市に無くても、青森市に住んでいる、青森市で学んでいる、又は青森市で働いている子どもについても該当します。

(2) 第2号関係

「大人」について、「過去に子どもであった人」という表現にすることで、「大人が自分たちも過去に子どもだったのだ」という「大人と子どもの連続性」を理解しやすくなります。

(3) 第3号関係

「保護者」について、親と、様々な理由により、親に代わり、親としての役割を果たす里親等を「保護者」として定義しています。なお、「親に代わり子どもを養育する人」とは、例えば、親自身が未婚の未成年者であり、親権を行使できない場合に、子どもを養育している祖父母等を指します。

また、住民票が青森市に無くても、青森市に住んでいる、青森市で学んでいる、又は青森市で働いている子どもの親についても該当します。

(4) 第4号関係

子どもの権利の保障を進めるうえで重要な役割を担う施設を明確に示すため、一般的に分かりやすい保育所、学校、児童養護施設を例示しています。

具体的な「育ち学ぶ施設」は、

- ・ 児童福祉法第7条に規定されている保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、児童厚生施設（児童会館）等
- ・ 学校教育法第1条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、同法第124条に規定されている専修学校、及び同法第134条に規定されている各種学校
- ・ その他の施設としては、市民センター、図書館などの社会教育施設、民間のフリースクール、学習塾、おけいこ塾等が含まれます。

第3条 基本的な考え方

(基本的な考え方)

第3条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- (1) 子どもの最善の利益を最も優先して考えること。
- (2) 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの成長、発達に配慮した支援が行われること。

本条は、条例の基本的な考え方について定めています。

【解説】

(1) 第1号関係

「子どもに関係することを行うときには、子どもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。」という、条約第3条第1項に規定している「子どもの最善の利益の保障」という考え方を条例の基本的な考え方の一つとしています。

この「最善の利益」は英語では「ベスト インタレスト」です。この意味は、興味、関心、利益、利害などですが、日本語の利益という言葉は、お金もうけという考え方と結びつきやすい側面がありますが、本当に子どものためになるかどうか、子どもの立場から深く思いをいたすことにほかなりません。

(2) 第2号関係

子どもの権利条約では、子どもをたんに保護される対象とするだけでなく、権利を行使する主体へと「子どものとらえ方(子ども観)」を転換しましたが、この考え方を条例の基本的な考え方の一つとしています。

(3) 第3号関係

条例では、18歳未満の人を子どもとしています。子どもへの関わり方については、新生児への関わり方、乳幼児への関わり方、小学生への関わり方、中・高校生への関わり方など、成長に応じて対応が異なるものとなります。

また、同じ年齢でも子どもの成長、発達の早さについては個人差があることから、子ども一人ひとりの成長・発達の度合いに応じて支援が行われるべきであり、これらの考え方を条例の基本的な考え方の一つとしています。

第4条 大人の責務

(大人の責務)

第4条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

3 地域住民は、地域が子どもの成長、発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

4 第1項の保護者、第2項の育ち学ぶ施設の関係者、第3項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

本条は、子どもの権利の保障を進めるために、すべての大人が果たさなければならない責務を保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民及びその他の大人について、一括して示しています。

平成23年3月に青森市子ども委員会が作成した子ども宣言文では、大人にしてほしいこととして、

- ・子どもも、意見や考えをたくさん持っている。大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい。
- ・悪いところはすぐ気づくけど、良いところを見つけるのは難しい。私たちは、ほめられるとうれしい。ほめられるともっと頑張ろうと思う。ちょっとしたことでも、「あなたには、こういう良いところがあると。」と言ってほしい。

の2点をあげています。

また、条例制定に関わった子どもたちからは、「子どもは知らないことが多いから、大人から説明をして欲しい。ちゃんと説明してもらえれば納得できる。また、なぜだめなのか、なぜできないのかを教えて欲しい。」という意見も出されていました。

【解説】

(1) 第1項関係

条約第18条第1項において、「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と規定していることを受け、保護者が、子どもの年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利を尊重しなければならないことを規定しています。

子どもに権利を認めることは、子どもの言いなりにつながるのではないかという懸念がありますが、これは、権利の濫用、いわゆるわがままを認めるものではありません。仮に、濫用が生じたときは、子どもの最善の利益の観点から、適切な指導、助言

等を行うという大人の役割こそが求められます。

(2) **第2項関係**

育ち学ぶ施設の関係者（設置者、管理者及び職員）の役割として、子どもが自分らしく成長・発達していくために大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければならないことを規定しています。

育ち学ぶ施設においては、子どもと施設の職員との信頼関係がとても重要であり、どんな小さな悩みであっても、子どもが悩んでいるときには相談にのり、対話や声かけなど、職員から積極的に行動することが求められます。

(3) **第3項関係**

地域における市民の役割を規定しています。子どもは、地域において、子ども同士の交流や大人との多様なかかわりを通して、成長・発達していきます。一方、近年、都市化や核家族化の進行により、地域の間関係が希薄化していると言われており、地域の教育力の復活が求められています。

このことから、民生委員・児童委員、町内会やPTA関係者をはじめとする地域住民が、子どもと積極的にかかわり、子どもの権利を尊重しなければならないことを規定しています。

(4) **第4項関係**

(1)～(3)以外の大人についての役割を規定しています。

具体的には、事業主が雇用する子どもの権利を尊重すること、また、他地域から旅行等で移動している大人が子どもの権利を尊重しなければならないことなどを規定しています。

第3章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組

第10条 子どもの権利普及の啓発と学習支援

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第10条 市は、子どもの権利の普及を図るために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

本条は、子どもの権利について普及を進めることを市の責務として規定するとともに、市の取組として、「子どもの権利の日」を設け活動を実施することを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

この条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのために、市は、様々な媒体を活用した広報を積極的に行うことはもちろんですが、これに加え、子どもの権利に関する様々な活動を展開することによって、普及を図っていくことが必要です。

ここでは、あらゆる場面で、子どもと大人が子どもの権利について正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

子ども向けの具体的な支援としては、条例の趣旨を分かりやすく記載した子ども用のパンフレットを配布するほか、これらを活用した学習の支援などを実施する予定です。

大人向けの具体的な支援としては、条例の趣旨を分かりやすく記載した大人用のパンフレットを配布するほか、本条文解説書などを通して、広く周知や理解促進に努めていきたいと考えています。また、家庭教育学級や研修会等を通じた学習の支援なども行う予定です。

(2) 第2項関係

ここでは、国連総会で条約が採択された日である11月20日を、「青森市子どもの権利の日」と規定しています。

市は、「子どもの権利の日」やその前後の期間を通して、子ども委員会議などの企画による子どもの参加型の事業など、子どもの権利にふさわしい活動を行うことを予定しています。

第11条 子どもの育ちへの支援

(子どもの育ちへの支援)

第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、子どもに対して次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- (1)子どもに健全で多様な生活体験や交流をする場と機会を提供すること。
- (2)子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

本条は、子どもの豊かな育ちを支援するため、多様な場（ハード面）と機会（チャンス）を提供するよう努めることを市の責務として規定しています。

【解説】

(1) 第1号関係

子どもの豊かな育ちを支援するためには、子どもの自身が自分たちのことを自ら考え、自ら自立・交流・創造の機会を確保していくことが重要です。

子どもたちに対して、そのような活動機会の充実を図っていくためには、日常生活や社会体験、自然と触れ合うことのできる機会、地域の身近な市民センターなどにおける各種学習機会などに加えて、子ども会活動を促進するなど、子ども自身が積極的に地域活動に参加できるような取組が必要です。

(2) 第2号関係

近年、都市化などの社会の変化に伴い、子どもの居場所が不足していると言われており、子どもたちが安心して活動し、友だちを見つけ、人間関係を作り合うことのできる場が求められています。

居場所としては、児童館・児童室・児童センター、福祉館、放課後児童会、放課後子ども教室などのほか、都市公園や児童遊園など様々ありますが、施設面の整備だけではなく、子どもも含む地域住民が中心になって作る人間関係、例えば、子どもが安心して話ができ、自分らしさを表現できるようなソフト面での整備なども含んでいます。

これらの居場所では、子どもが意見を表明し参加する機会や相談できる場が提供されることが必要です。

第12条 保護者への支援

(保護者への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。
2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

本条は、保護者が安心して子育てをし、第一義的な責任者として養育責任を果たすことができるよう、市が必要な支援を行うよう努めることを市の責務として規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

青森市では、平成23年10月に、青森市子ども総合計画後期計画(平成23年度～26年度)を策定しました。

この計画では、「子どもの人権尊重を第一に考えた『子どもの最善の利益』の保障」を基本理念として掲げ、次代を担う「子ども」と「大人」に対する支援策を総合的に定めていますが、この計画に基づき、保護者を含む「大人」を対象とした支援策の充実を図る必要があります。

(2) 第2項関係

第1項では保護者全般に対する支援の必要性を規定していますが、ここでは、障害を持ったお子さんがいる家庭や経済的に困難を抱えるひとり親家庭など、特別に支援が必要な保護者に対しての支援の必要性を規定しています。

第13条 子どもの命と安全を守る取組

(子どもの命と安全を守る取組)

第13条 市は、いじめ、虐待、体罰などの早期発見に努めるとともに、それらからの救済と予防への必要な取組を実施するものとします。
2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組、支援を行うものとします。

未作成

第14条 子ども会議

(子ども会議)

第14条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を設けます。

2 市は、次条第1項の行動計画のほか子どもに関わることを検討する時には、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

本条は、子どもが市政等に意見を表明し参加する場を保障するため、「青森市子ども会議」を設けることを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

平成16年度以降、青森市では、子どもが意見表明する場として、青森市こども委員会を設置してきました。

その活動としては、子どもの権利条約について学習するとともに、ワークショップを開催するなど子どもの権利条約の普及啓発活動を行ってきました。その他にも、市民センターが子どもたちにとって利用しやすい施設になるよう提案書を作成し、市民センター職員との話し合いも実施してきました。

平成22年度のこども委員会では、子どもの権利を自分たちの言葉で表現するため、子ども宣言文を作成しました。(この宣言文は本条例解説書 ページに掲載)

この子ども宣言文は、子どもの権利条約の中で、こども委員の関心が高かった「差別の禁止」(第2条)、「意見を表す権利」(第12条)に着目し、個性を尊重することを基本に、「私たち(子ども)がすること」、「大人にしてほしいこと」をまとめています。

このような活動をこれまで行ってきたこども委員会の活動をこの条例に位置づけ、名称を全国の例に合わせて、「子ども会議」としたものです。

なお、子ども会議の活動内容等については、要綱で定めることとしますが、子どもの自主性・主体性を尊重することを原則とします。

(2) 第2項関係

第15条において、子どもの権利保障のための行動計画の策定とその検証について規定していますが、本条では、その策定と検証の際には、子ども会議の意見を聴き、その内容を尊重するよう努めることを規定しています。

また、このことに加えて、行政として子どもに関わる事項を検討する際には、子ども会議の意見を聴くよう努めなければならないことを規定しています。

第15条 子どもの権利の保障の行動計画と検証

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第15条 市は、子どもの権利の保障のため、行動計画を定めるものとします。

2 子どもの権利の保障の検証は、青森市健康福祉審議会条例(平成18年6月28日青森市条例第43号)に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。

3 子どもの権利の保障の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

本条は、条例の趣旨を生かせるような、子どもの権利保障のための子ども施策に関する行動計画を策定するとともに、その計画を策定するに当たっての процедуру規定しています。

なお、計画の検証にあたっては、大人の組織である「児童福祉専門分科会」、子どもの組織である「子ども委員会」が車の両輪となって進めていくこととなります。

【解説】

(1) 第1項関係

ここでは、子どもの権利保障のための行動計画を策定することを規定しています。

青森市では、平成23年10月に、青森市子ども総合計画後期計画(平成23年度～26年度)を策定しましたが、この計画は、「子どもの人権尊重を第一に考えた『子どもの最善の利益』の保障」を基本理念として掲げているとともに、第1章第1節において以下の項目を記載しています。

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり(子ども支援)

第1節 子どもの人権の尊重

第1項 「子どもの権利条約」の趣旨の普及と子どもの人権擁護の啓発

第2項 「子どもの権利」尊重の明言化

第3項 子どもの意見表明の機会作りと子どもの冠する施策への子どもの参加

この度、条例が制定されたことを受けて、青森市子ども総合計画後期計画(平成23年度～26年度)の第1章を見直しし、この内容を、本条に定める子どもの権利保障のための行動計画と位置付けることとします。

* 青森市子ども総合計画後期計画(平成23年度～26年度)は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び「青森市新総合計画 - 元気都市あおもり 市民ビジョン - 前期基本計画」の分野別計画として位置付けられています。

また、この青森市子ども総合計画後期計画は、時限立法である次世代育成支援対策推進法に基づく、平成26年度までの計画であることから、それ以降の子どもの権利保障のための行動計画は別途定めることとなります。

(2) 第2項関係

ここでは、第1項に定める計画の検証を、青森市健康福祉審議会条例に定める児童福祉専門分科会で行うことを規定しています。

健康福祉審議会児童福祉専門分科会は、社会福祉法の規定に基づき児童福祉に関する事項を調査審議するために設置されているものですが、先述した青森市子ども総合計画後期計画の策定及びこの条例制定に当って様々な角度からご意見をいただいたものであり、子どもの権利保障のための行動計画の検証をも担っていただくこととしました。

児童福祉専門分科会での検証事項としては、例えば、青森市における子どもの参加の状況に関することや、青森市の「子どもの権利の侵害に対する救済と回復」に関することなど、子どもの権利全般に関する事項が対象となります。

(3) 第3項関係

第14条第2項においては、「子ども会議の視点」から、行動計画を含む子どもに関わる事項を検討する際には、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければならない旨規定し、ここでは、「権利保障検証の視点」から、子どもの権利の保障の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければならない旨を規定し、子ども声を聴くことの重要性を強調して再掲するような形になっています。